

序 編

第1章 序編について ----- 序 1

第2章 大東市地域防災計画とは ----- 序 1

第1節 目的 ----- 序 1

第2節 計画の方針 ----- 序 1

第1章 序編について

大東市地域防災計画は、本市及び各防災関係機関が処理すべき業務の大綱等に沿って、各災害ごとに体系的に取りまとめたものであるため、記載内容も専門的で多岐にわたっている。

このため、序編については、大東市地域防災計画の内、各種災害に備えて市民及び事業者が日ごろから取り組むべき主な事項などを、地域防災計画の主に災害予防対策編より抽出してとりまとめたものである。

詳細事項の確認等については、大東市地域防災計画の各編を参照する。

第2章 大東市地域防災計画とは

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条（市町村地域防災計画）、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条（推進計画）の規定に基づき、本市の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、本市及び各防災関係機関が処理すべき事務、または業務の大綱を定めることによって、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

第2節 計画の方針

阪神淡路大震災や東日本大震災の教訓からみて、想定を上回る自然災害に対して全ての「災いを防ぐ」ことは困難であり、いかに「災いを減らして」、少なくとも人命だけは守るという施策が求められている。

このため、市をはじめ関係機関が行う防災対策による「公助」には限界があることから、市民が「自らの命は自らで守る」という「自助」の原点に立つとともに、市民が相互に助け合う「共助」による防災コミュニティづくりを促進することとしている。

災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。

具体的には、I 命を守る、II 命をつなぐ、III 必要不可欠な行政機能の維持、IV 経済活動の機能維持、V 迅速な復旧・復興の 5 つを基本方針として対策を講じる。

そのためには、各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要があり、それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災関係機関と一体となって取組みを進めいかなければならない。

また、災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の 3 段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのために、大東市国土強靭化地域計画による基本目標を踏まえ、継続的に P D C A サイクル※を適用して、充実を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の強化を図っていくこととする。さらに、令和 2 年における新型コロナ

ウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

※ P D C A サイクル：プロセスの管理手法の一つで、計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（act）の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法

序編

第2章 大東市地域防災計画とは